

3 船舶からの排出ガス対策

大気汚染防止対策として船舶からの硫黄酸化物 (SOx)・粒子状物質 (PM) 排出削減のため、燃料油中の硫黄分濃度が世界的に規制されています。この規制は、船舶の燃料油中に含まれる硫黄分を段階的に削減していくものであり、一般海域 (全海域) と指定海域 (北海・バルト海等) に分けて規制値を設定しています。2008年の海洋汚染防止条約の改正により、一般海域における燃料油中硫黄分の規制値 (現行3.5%以下) を2020年より0.5%以下とすることが規定されていました。IMOが作成した規制適合油の世界の需給予測に基づき、船舶が規制に適合できるかを締約国が判断し、適合できない場合は、2025年に効力が生じるとの見直しも設けられていました。第70回海洋環境保護委員会 (MEPC70) において、同見直し条項に基づき規制開始時期について審議され、2020年の規制開始で確定しました。

これを受け、MEPCの下に設置されている、より技術的な事項等を検討する汚染防止・対応小委員会 (PPR) では、規制を着実に実施するとともに、海運業界の公平な競争条件を確保するため、規制の統一的な実施方策について検討を進めています。国内においても、海運業界や石油業界、国土交通省、経済産業省などの関係省庁が参加する「連絡調整会議」が立ち上げられ両業界が本規制強化に円滑に対応できるよう、関係者との情報交換、意見交換が行われるなど、議論が深められています。

●硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (PM) 削減のための国際規制

- 大気汚染物質 (SOx, PM等) は呼吸器疾患などの健康被害を起こすため、各国独自に陸上排出源・移動排出源の規制を実施。
- 船舶からの排出については、国際海事機関 (IMO) で外航・内航を問わず、世界的に海洋汚染防止条約 (MARPOL条約) で規制。
- 船舶の排ガス中のSOx及びPMは、燃料油に含まれる硫黄分の量に依存するため、硫黄分の濃度上限 (%) を規制。一般海域と指定海域 (ECA: Emission Control Area) で段階的に規制強化。
- 一般海域の0.5%の規制開始時期は、2008年の条約改正により、**2020年1月**と規定されたが、以下の**見直し条項**あり。
- ✓ 「IMOが作成した「**規制適合油の世界の需給予測**」に基づき、船舶が規制に適合できるかを締約国が判断し、**適合できない場合は、2025年1月に効力を生じる。**」
- IMOの委員会 (2016年10月) で、見直し条項に基づき規制開始時期が審議され、**2020年1月規制開始で確定。**

2008年 MARPOL条約改正

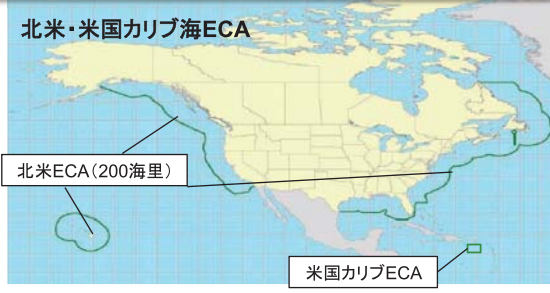
MARPOL条約	2012年	2015年	2020年
一般海域	4.5%	3.5% (C重油)	0.5% (規制適合油)
指定海域 (ECA)	1.0% (A重油相当)	0.1% (軽油相当)	

(参考) 中国独自のECA

2017年	2018年
0.5% (港内)	0.5% (ECA内の全港)
	0.1% (ECA全海域)

IMOの承認を得ない国内ルールとしてECA設定 (3つの海域) → 渤海、長江デルタ、珠江デルタ
効果を見て検討 2019年

※IMOが承認した指定海域 (ECA) は現在、以下の図の2つのみ。これら以外の全世界の海域が一般海域。



出典：国土交通省